



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2015年10月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

いよいよ マイナンバー制度 が始まります

10月から日本国内の全住民に通知される12ケタの番号をマイナンバーといいます。また法人には13桁の番号が指定されます。

◎マイナンバーがわからない！！

住民票を有するすべての方に対して、10月から各人のマイナンバーを記載した「通知カード」が届きます。また、住民票の写しを取得する場合、希望するとマイナンバーが記載されたものが交付されます。

◎中小企業や個人事業者には関係ない？

いいえ、従業員（パートやアルバイトも含む）を雇用している場合、その従業員のマイナンバーを確認する必要があります。

◎番号を聞くときの注意点は？

従業員等からマイナンバーを取得する場合、利用目的を特定して明示する必要があります。（利用目的を記載した書類の提示など）

そして、「番号の確認」＋「身元の確認」が必要です。「番号の確認」は通知カードで確認できます。「身元の確認」とは、その通知カードが本人の番号であるかどうかの確認です。運転免許証やパスポートなど顔写真入りの書類で本人確認しましょう。

また、取得した番号の管理にも注意が必要です。番号管理する人以外に番号が漏れることがないように、厳重に管理しましょう。

マイナンバー制度は新しくスタートする制度です。詐欺などには十分ご注意ください。ご質問等、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

（上甲 記）

